

文化財の保存と活用のジレンマ

本徳寺代表役員・大谷昭仁

歴史的建造物に対して、文化財行政では古い時代の建物の詳細を調査し、現状を出来る限り元の状態に戻して、元の形態を維持することが正論である。そのために補助金の助成がなされる。が、十分なサポートとは言いがたい。

補助金はその名の通り補助的なもので、国の重要文化財にでも指定されない限り、所有者が相当額負担するのが実情である。なお、簡単な平生のメンテナンスは所有者の負担に任されている。修復の見積は、昔ながらの工法をとるため、通常の倍以上の額になる。さらに、修復の完成後も、自動火災警報装置の設置が所有者に課せられる。

本徳寺のように複数の建物が繋がった建造物は総てに設置せねばならない。その上、この火報のメンテナンスは毎年消防署の査察を受ける必要がある。専門業者の手を借りるため、毎年、車検程度の経費が発生する。

本堂などの宗教施設は、文化財の指定の有無にかかわらず、年中行事を行うに当たって常にメンテナンスされてきた。しかし、どんな建造物も時代と共に利用の仕方が変化する。その結果、現代では使用し

なくなった建造物も少なからず存在する。経済合理性の観点からは、このような建造物は現代の使用に合わせ改造するか、もしくは撤去することが正しい。本来、お寺の歴史的な営みのなかで、建物は必要に



本徳寺本坊全景

6173坪の寺地に32棟の建屋があり、その床下面積は1556坪である。21棟が県と市の文化財に指定されている。自動火災警報器と全施設のメンテナンスはお寺の特別会計から支給される。年平均約一千万円程である。長屋塀の文化教室収入と北側の月極駐車場収入は収益事業の収入源となっている。いずれもお寺の施設のメンテナンスに使われる

応じて、検討され、建て直されたり、改修をしたり、増設を行ったりと、その都度必要に応じて手が加えられて来たはずである。そのような変遷の歴史がどんな文化財にも刻印されている。さらに、真宗寺院施設の場合、仏徳賛嘆・仏法聴聞の行事が今後とも続くが、建物内部は時代と社会の変化に無縁ではあり得ない。

このような認識の上に立てば、文化財の修復には、どこまでが不易のもので、どこからが流行のものかを見定めていく見識が必要である。さもなくば、単なる文化財的固定は角を矯めて牛を殺すことになりかねない。この線引きをその時代時代を担うものたちが担うことは、文化的価値のある文物を次の世代に残すために必要な事であるように思う。残念ながら所有者にそのような能力が有るかと言われると心細い限りである。

特に未だ文化財に指定されていないが、歴史的に重要な建物を修理する時には大いに悩むことになる。特に、以下に述べる北書院はその筆頭である。また、既に明らかに過去に大改造され、なお文化財に指定されている長屋塀の修理は難題である。



この自動火災警報装置は24時間火災の危険を知らせてくれる。文化財に指定されて以来、設置が義務づけられている。毎年消防署の査察と防火訓練が実施される。最近、落雷によって装置が破損し、新しい装置が設置された。この費用はお寺からの出費もままならない。